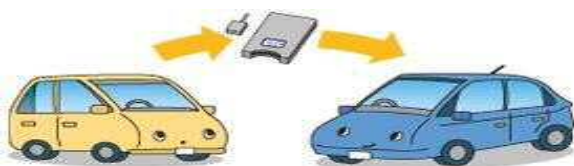


# 再セットアップをしてください

有料道路は、車種により料金が異なります。適正な料金を算定する為には、ETCシステムを利用する車両を特定する必要があります。その為には、正しい情報をETC車載器にセットアップしておかなければいけません。不正通行にならないよう、ご注意ください。

## ご確認ください



車載器を別の車に乗せ換えた時

ETC 車載器を他の車両に移した時



車載器の付いた中古車を購入した場合など

ETC 車載器の車両を購入あるいは譲り受けた時

このような時、

## ETC車載器の再セットアップが必要です。

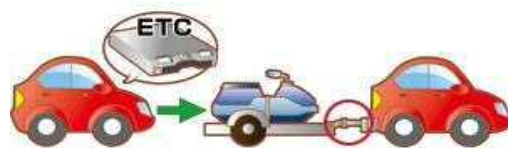
ナンバープレートなどを変更した時

車格(車種)が変更された時

同じ車両でも、ナンバープレート変更の場合  
(陸運局変更など)



牽引装置を付けた場合など



間違った車両の情報登録のまま、ETCをご利用すると約款違反となります。

ETC車載器の再セットアップ（車載器の登録情報変更）は、  
最寄りのセットアップ店で出来ます。

セットアップ店がわからない場合には、当組合までお問い合わせ下さい。

中央サプライ協同組合

電話番号: 03-3370-2671 FAX番号: 03-3370-2802

再セットアップが終わりましたら、お手数ですが組合までお知らせ下さい。